

労働安全衛生法の規定に基づく下記の6免許について 平成24年4月1日から 誰でも免許試験を受けられるようになります

高圧室内作業主任者免許試験

発破技士免許試験

ガス溶接作業主任者免許試験

林業架線作業主任者免許試験

二級ボイラー技士免許試験

ボイラー整備士免許試験

平成24年4月1日から、上記の6種類の免許試験における「実務経験を有する」などの受験資格要件が、免許交付要件に変更されます。
これにより、これらの免許試験は誰でも受けられるようになります。

◆このように変わります【例：高圧室内作業主任者免許】（他の5免許についても同様です）

	3月31日まで	4月1日から
受験資格	高圧室内業務に 2年以上従事	受験資格なし(誰でも受験できる)
免許交付要件	高圧室内作業主任者 免許試験に合格	高圧室内作業主任者免許試験に合格し、 高圧室内業務に2年以上従事

●例えば、ボイラー実技講習を受講して二級ボイラー技士免許の取得を目指す場合は、従来の
ボイラー実技講習修了 → 二級ボイラー技士免許試験合格 → 二級ボイラー技士免許交付
のほか、
二級ボイラー技士免許試験合格 → ボイラー実技講習修了 → 二級ボイラー技士免許交付
でも免許を取得できることとなります。

注意

- ① 試験科目や、上記以外の免許についての受験資格・免許交付要件に変更はありません。
- ② 免許取得者の知識・技能の低下を招かないようにするため、免許取得までには、これまでと同じく、実務経験などが必要です。
- ③ 上記の6免許に関し、実務経験などを証明する書類については、平成24年4月1日以降、免許申請書（提出先：東京労働局免許証発行センター）に添付していただきます。なお、平成24年3月31日までに免許試験に合格した方が免許を申請する場合は、添付不要です。
- ④ 免許を必要とする業務に就くためには、これまでと同じく、免許試験合格ではなく、免許の交付を受けることが必要です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H24.2)

改正 労働安全衛生規則(抄)

第62条(免許を受けることができる者)

法第12条第1項、第14条又は第61条第1項の免許(以下「免許」という。)を受けることができる者は、別表第4の上欄に掲げる免許の種類に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第4(第62条関係)

高圧室内作業主任者免許	高圧室内業務に2年以上従事した者であって、高圧室内作業主任者免許試験に合格したもの
ガス溶接作業主任者免許	一 次のいずれかに掲げる者であって、ガス溶接作業主任者免許試験に合格したもの イ ガス溶接技能講習を修了した者であって、その後3年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、溶接に関する学科を専攻して卒業した者 ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者であって、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの ニ 職業能力開発促進法第28条第1項の職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる塑性加工科、構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者 ホ 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める金属加工系溶接科の訓練を修了した者であって、その後2年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの ヘ 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、鉄工、建築板金、工場板金又は配管に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であって、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの ト 旧保安技術職員国家試験規則による溶接係員試験に合格した者であって、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの チ その他厚生労働大臣が定める者 二・三 (略)
林業架線作業主任者免許	一 林業架線作業の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、林業架線作業主任者免許試験に合格したもの 二～四 (略)
二級ボイラー技士免許	一 ボイラー一則第97条第3号イに掲げる者 二 (略)
発破技士免許	一 次のいずれかに掲げる者であって、発破技士免許試験に合格したもの イ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、探鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者であって、その後3月以上発破の業務について実地修習を経たもの ロ 発破の補助作業の業務に6月以上従事した経験を有する者 ハ 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う発破実技講習を修了した者 二 (略)
ボイラー整備士免許	ボイラー一則第113条各号のいずれかに掲げる者であって、ボイラー整備士免許試験に合格したもの

改正 ボイラー及び圧力容器安全規則(抄)

第97条(免許を受けることができる者)

次の各号に掲げる免許は、当該各号に掲げる者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

一・二 (略)

三 二級ボイラー技士免許

イ 次のいずれかに該当する者で、二級ボイラー技士免許試験に合格したもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)、高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)、高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。))又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者で、ボイラーの取扱いについて3月以上の実地修習を経たもの
- (2) ボイラーの取扱いについて6月以上の実地修習を経た者
- (3) 都道府県労働局長又は登録教習機関(法第77条第3項の登録教習機関をいう。)が行ったボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後4月以上令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを取り扱った経験があるもの
- (4) 都道府県労働局長の登録を受けた者が行うボイラー実技講習を修了した者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

ロ・ハ (略)

第113条(免許を受けることができる者)

ボイラー整備士免許は、次の各号のいずれかに該当する者で、ボイラー整備士免許試験に合格したのに対して、都道府県労働局長が与えるものとする。

- 一 令第20条第5号の業務の補助の業務に6月以上従事した経験を有する者
- 二 ボイラー(令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたものをいう。)の整備の業務又は第一種圧力容器(令第6条第17号イ又はロに掲げる第一種圧力容器のうち小型圧力容器を除いたものをいう。)の整備の業務に6月以上従事した経験を有する者
- 三 第97条第3号ロに掲げる者

改正 高気圧作業安全衛生規則(抄)

第47条(免許を受けることができる者)

高圧室内作業主任者免許は、高圧室内業務に2年以上従事した者であって、高圧室内作業主任者免許試験に合格したのに対して、都道府県労働局長が与えるものとする。

このリーフレットに関するお問い合わせは、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで